

○ 西川アイプラザ条例施行規則

平成4年3月26日

市教育委員会規則第3号

改正 平成10年2月25日市教育委員会規則第3号

平成11年7月30日市教育委員会規則第8号

平成12年2月18日市教育委員会規則第8号

平成17年3月17日市教育委員会規則第17号

平成22年8月24日市教育委員会規則第21号

平成30年3月20日市教育委員会規則第18号

( 趣旨 )

第1条 この規則は、西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

( 指定管理者の募集 )

第1条の2 教育委員会は、条例第1条の2の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

( 1 ) 施設の概要

( 2 ) 指定期間

( 3 ) 選定基準

( 4 ) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容

( 5 ) その他教育委員会が定める事項

( 指定管理者の指定の申請 )

第1条の3 条例第1条の3第1項に規定する申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)を教育委員会に提出して行わなければならない。

2 条例第1条の3第1項に規定するその他教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

( 1 ) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

( 2 ) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類

( 3 ) 法人にあつては、法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本

( 4 ) その他教育委員会が必要と認める書類

( 事業報告書の提出 )

第 1 条の 4 条例第 1 条の 5 第 3 号の規則で定める事項は、自主事業に係る収支状況とする。

2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、教育委員会が指定する日までに、教育委員会に提出しなければならない。

( 1 ) 月間の施設利用者数

( 2 ) 実施した事業の内容

( 3 ) その他教育委員会が必要と認める事項

( 開館時間 )

第 2 条 開館時間は、午前 10 時から午後 8 時までとする。ただし、土曜日及び日曜日については、午前 10 時から午後 6 時までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

( 休館日 )

第 3 条 休館日は、次のとおりとする。

( 1 ) 月曜日及び毎月の第 2 日曜日

( 2 ) 国民の祝日に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 178 号 ) に規定する国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日。ただし、国民の祝日が前号に規定する休館日に当たるときは、その翌日

( 3 ) 年末年始 ( 12 月 28 日から 12 月 31 日まで及び 1 月 2 日から 1 月 4 日まで )

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

( 施設使用の許可申請 )

第 4 条 条例第 2 条第 1 項の規定により、施設の使用の許可を受けようとする者は、西川アイプラザ施設使用許可申請書 ( 様式第 1 号の 2 ) を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、当該申請をした者に、西川アイプラザ施設使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、西川アイプラザの管理について、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、条例附則ただし書に定める日から施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第3号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第1条の3関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(申請先)  
岡山市教育委員会 様

西川アイプラザの指定管理者の指定を受けたいので、西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号)第1条の3第1項の規定により、申請します。

申 請 者	法人(団体)名称		
	代 表 者 名	印	
	所 在 地		
	連 絡 先	担 当 者 名	
電 話 番 号			
会社概要・経営方針			
同種施設の経営実績	施設名	所在地	管理開始年月日
	①	①	①
	②	②	②
	③	③	③
申 請 理 由			

様式第1号の2(第4条関係)

館長	事務職員	主査

西川アイプラザ施設使用許可申請書				
岡山市教育委員会 様		年 月 日		
主 催 責 任 者 住 所 氏 名 団 体 又 は 機 関 名 担 当 者 名 及 び 連 絡 先 (電 話)				
西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号)第2条の規定により、次のとおり施設使用の許可を受けたいので申請します。				
会議等の名称				
目的又は内容 (くわしく)				
使用室名	会議室(1)・会議室(2) 会議室(1, 2)・ホール(控室5F, 4F)	使用人員	名	
会議室の場合	年 月 日( ) 年 月 日( )	時から 時から	時まで 時まで	
ホール使用の場合	(準備) 年 月 日( )	時から	時まで	
	(準備) 年 月 日( )	時から	時まで	
	(準備) 年 月 日( )	時から	時まで	
	(本番) 年 月 日( )	時から	時まで	
	(本番) 年 月 日( )	時から	時まで	
附属設備の使用	ピアノ・ビデオプロジェクター, しない	入場料・ 会費等	徴収( 円), しない	
減免申請内訳(平成4年 市条例第28号)第7条	1 市又は市教育委員会が主催 2 市又は市教育委員会が共催 3 社会教育関係団体の使用			
※使用料	室 使 用 料	会 議 室	円	
		ホ ー ル ( 準 備 )	円	
		ホ ー ル ( 本 番 )	円	
	冷 暖 房 料		円	
		付 属 設 備 使 用 料	ピ ア ノ	円
			ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	円
		音 響 ・ 照 明 合 計		円
	円			
※備 考	※ 許 可 第 号 年 月 日			

※印欄は記入しない。

様式第2号(第4条関係)

西川アイプラザ施設使用許可書					
				許 可 第 号	
				年 月 日	
様					
岡 山 市 教 育 委 員 会					
年 月 日付で申請のあった施設使用については、西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号)第2条の規定により、次のとおり許可します。					
会 議 等 の 名 称					
使 用 室 名		会 議 室(1)・会 議 室(2)・会 議 室(1, 2)・ホ ー ル			
使 用 日 時 (ホール使用の詳細は 下記備考欄に記入)		年 月 日( )		時から	時まで
		年 月 日( )		時から	時まで
※ 使 用 料		室 使 用 料		円	受付印及び取扱者印
		冷 暖 房 料		円	
		付 属 設 備 使 用 料		円	
		音 響 ・ 照 明		円	
※ 備 考 欄		(準備)	年 月 日( )	時から	時まで
		(準備)	年 月 日( )	時から	時まで
		(準備)	年 月 日( )	時から	時まで
		(本番)	年 月 日( )	時から	時まで
		(本番)	年 月 日( )	時から	時まで
注意事項					
※ <u>ホールを使用するお客様は使用日の最低1ヶ月前迄に必ず打合せに来てください。</u>					
※ <u>使用許可時間を厳守してください。違反されますと今後貸出を許可しない場合があります。</u> (入館して準備から片付・原状回復が終り全員が退館するまでの時間です。)					
※ 当館には、駐車場が少ないため、公共交通機関を利用していただくようチラシ等に記載していただくようお願いします。					
※ 条例・規則・使用の許可条件等に違反したときは、使用の許可を取消す場合があります。この場合、使用者又は主催者が損害を受けても補償の責任は負いません。					

様式第 1 号 ( 第 1 条の 3 関係 )

様式第 1 号の 2 ( 第 4 条関係 )

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )